令和４年11月２日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」並びに「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第6版）について」について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡等に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので、下記の通りお知らせいたします。詳細は、日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

本事務連絡並びにQ&A では、病床確保料の追加的な取り扱いとして、下記の内容について取り扱いが示されています。

１．　即応病床使用率の取扱い（事務連絡）

・即応病床使用率の算定にあたっては、感染拡大期において、都道府県がフェーズを引き上げた際に、即応化してから最大２ 週間（都道府県の判断で短縮することは可）に限り、新たに即応化された即応病床について、算定対象から除外できること（算定の際の分母・分子から除外できる。）。

・周産期、小児、透析、精神の４ 診療科に限り、都道府県の判断で、算定対象から除外できること（算定の際の分母・分子から除外できる。） 。

２．令和4年診療収益の取扱い（Q&A）

・許可病床数増による増収分や、ワクチン接種に伴う臨時収入による増収分は、特殊事情が明確であり、かつ、定量化が可能であるため、令和４年診療収益から控除できること。

３．　重点医療機関におけるコロナ専用病棟の運用（Q&A）

・専ら新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う看護体制（専任）を明確にすることについては、同一日に同一の看護師が複数の病棟で重複して勤務していなければ、月のシフトでみると同一の看護師が複数の病棟で重複して勤務していても差し支えないが、例えば、夜勤帯など特に人材の確保が困難な場合には、感染対策を徹底した上で、病棟間の支援など柔軟な対応をしていただくことも可能であること。（下線部が今回明確にされた内容）

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）